



せたがやお金の教室 代表

**田坂 康夫** (たさか やすお)

(社会保険労務士・CFP®・1級企業年金総合プランナー)

## 1 iDeCoとNISAができた背景と目的

iDeCoは厚生労働省の所管、NISAは金融庁の所管で、いずれも税制優遇が手厚い制度です。厚生労働省では、老後の公的年金の補完機能としてiDeCoの加入対象を全国民に広げ、国民が老後資金を長期的かつ安定的に積み立てることができるよう、老後資金の増加を図る目的でこの制度を導入しました。一方、金融庁は、日本においても欧米並みに投資を増やすことにより、個人金融資産の増加を図りたいという目的で3つのNISA制度を作りました。

両制度は一見同じ目的に見えますが、国の考えは大きく違います。しかし両者共、税制優遇で国民の個人財産を増やしていくということでは、目的が一致しています。

## 2 iDeCoに対する厚生労働省の考え

日本の公的年金制度は、マクロ経済スライドにより、25年後には年金額が実質20%程度減少する予定です。2014年の財政検証の標準的な経済ケースEでは、厚生年金と共済年金を一元化した場合の2014年度の標準的な所得代替率は62.7%となっており、マクロ経済スライドによる調整が終了する2043年度の所得代替率は、モデル年金額24.4万円、現役世代の平均月収48.2万円で計算すると、50.6%に低下します。もし、2014年度の所得代替率の62.7%を維持するとすれば、30.2万円の

年金を給付する必要があります。つまり、2043年度には、年金の価値が19.2%下落し、現在の価値の80.8%になるということです。もっとも、この所得代替率は現役世代は手取り収入で計算され、年金額は社会保険料控除前で計算されているため、計算方法に問題があると筆者は考えます。これをカバーするために、厚生労働省では老後の公的年金の補完機能として、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象を全国民に広げ、積立・運用・給付の全ての段階で格別な税制優遇措置を取り入れ、国民が老後資金を長期的かつ安定的に積み立てることができるよう支援をしています。

確定給付企業年金法や確定拠出年金法の第1条の目的条文には、「……国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」と記されており、企業年金や個人年金が公的年金の補完機能を有することが明確に示されています。

図表1 iDeCo加入者数の内訳(2019年3月31日現在)

企業型年金の契約数等	
企業型年金承認規約数	5,161件 (新規承認規約数 58件)
企業型年金加入者数	約 6,892,000人 (新規加入者 24,481人) ※2019年2月末現在速報値
実施事業者数	33,138社 (新規加入事業主数 572社)
個人型年金の加入者等	
第1号加入者	148,326人 (うち当月新規加入者 3,110人)
第2号加入者	1,024,319人 (うち当月新規加入者 28,358人)
うち共済組合員	253,748人 (うち当月新規加入者 7,378人)
第3号加入者	37,392人 (うち当月新規加入者 1,217人)
計	1,210,037人 (うち当月新規加入者 32,685人)
事業所登録	404,074事業所

す。2017(平成29)年1月から、原則全ての人がiDeCoに加入し、老後資金を長期的に安定的に積み立てることができるようになりました。

確定拠出年金制度(DCでiDeCoを含む)の特徴としては、①60歳まで引き出しできないので、老後の生活費の積み立てに最適な制度と言えます。②掛金は所得控除となるので所得税が節税できます。特に、第1号被保険者は月額6.8万円まで積み立てができるため、年間81.6万円の所得控除が可能です。③選んだ商品の利息、配当は非課税(通常は20%課税)です。④60歳から年金で受け取る場合は、公的年金等控除が適用され、一時金で受け取る場合は、退職所得控除が適用(30年積み立てた場合は1,500万円まで非課税)されます。

2019年3月31日のDCの加入状況は、厚生労働省年金局の調査によると、加入者数は企業型DCが689万人、個人型121万人と順調に増加しています(図表1参照)。iDeCoは税制優遇制度であるため、年間

図表2 老後資金の積み立て例

### ●年利3%の場合の毎月の積立額

積立開始	積立終了	積立期間	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
30歳から	60歳まで	30年間	1.8万円	2.6万円	3.5万円	5.3万円
40歳から	60歳まで	20年間	3.1万円	4.7万円	6.2万円	9.3万円
50歳から	60歳まで	10年間	7.3万円	10.9万円	14.5万円	21.8万円

### ●年利4%の場合の毎月の積立額

積立開始	積立終了	積立期間	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
30歳から	60歳まで	30年間	1.5万円	2.2万円	3.0万円	4.5万円
40歳から	60歳まで	20年間	2.8万円	4.2万円	5.6万円	8.4万円
50歳から	60歳まで	10年間	6.9万円	10.4万円	13.9万円	20.8万円

の積立限度額が国民年金の第1号被保険者は81.6万円、専業主婦の第3号被保険者は27.6万円、第2号被保険者は原則27.6万円であるが、企業型DCの加入者は年額24万円、確定給付企業年金(DB)の加入者は14.4万円、DBとDC双方に加入している人も同じく14.4万円、また、公務員の人も同じく14.4万円となっています。しかし、この限度額では老後の十分な資金には不足が生じ、今後の限度額拡大が早期に望まれます(図表2参照)。

## 3 NISAに対する金融庁の考え

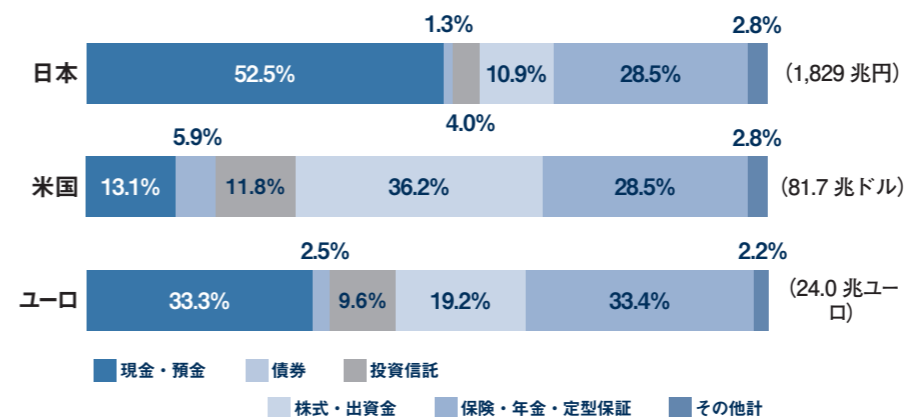
日本には1,829兆円の個人金融資産があり、52.5%の960兆円は現金・預貯金で、投資信託や株式のように運用されている資産は16.2%の296兆円しかありません。米国においては、債券・投資信託・株式等が53.9%の44兆ドル、英国では、31.3%の7.5兆ユーロが投資に向かっています

(図表3参照)。欧米では、投資資産の運用による個人金融資産の増加が日本に比べて早く大きいからです。

また、家計における投資残高を見ますと、1980年から2017年の間に米国で27.3倍になったのに対して、日本は9.5倍と米国に比べわずか35%の伸びにとどまっています。これは米国のDC制度(401k)が日本のDC制度より20年以上も前にスタートしたことや、拠出限度額で、米国では加入者拠出の限度額は年額18,000ドルで、加入者・企業による拠出金総額のうち加入者1人につき年間54,000ドル(または、総報酬の100%のいずれか低いほうの金額)まで課税が繰り延べられているなどが原因として挙げられます。

さらに日英を比較して見ますと、1987年から2017年の20年間の間に、英国では6.9倍、日本では2.9倍と伸び率に差があります。これは日本のNISAが遅れてスタートし、かつ積立期間も20年に制限されて

図表3 日米欧の金融資産の内訳(2018年8月14日日本銀行統計調査局資料より)



いるのに対し、英国のISAは初期の提言を撤廃し、積立期限を無くし希望する期間積立が可能にしたことが一因と考えられます。また、国民の加入率を見ますと、日本のNISAの加入者数は1,197万人で、成人人口1億500万人の11.4%に当たります。これに対し英国のISAは2,215万人で、成人人口5,200万人の42.5%に普及していることも、伸び率に寄与しているものと考えられます。

欧米並みに投資を増やすことにより、日本においても個人金融資産の増加を図りたいというのが金融庁の考えです。個人金融資産の50%を投資信託や株式で年2%で運用されるとすると、年間18兆円の増加(1,829兆円×0.5×0.02)が見込まれ、GDPの伸び率にも貢献することになります。

金融庁の「平成27事務年度金融レポート」によると、「家計の『貯蓄から資産形成へ』という流れを政策的に後押しし、分散投資を通じた国民の安定的な資産形成を促進する観点からは、少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及が課題となるものと考えられる」と書かれており、NISA、ジュニアNISA、つみたてNISAが長期分散投資により、国民の金融資産の中で、株式や投資信託による配分の増加を図る政策が見て取れます。従って、iDeCoと違い貯蓄商品は扱われないこととしています。

リターンを安定した投資を行うには、投資対象のグローバルな分散、投資時期の分散、長期的な保有の3つを組み合わせることで活用することが有効です。過去の実績データに照らしても、20年間にわたり、国内・先進国・新興国の株式・債券にそれぞれ6分の1ずつ長期・積立・分散投資を行っていた場合には、定期預金だけで積み立てを行った場合や、国内外の株式・債券だけに積立・分散投資を行った場合と比べて、パフォーマンスに大きな違いが見受けられるからです。